ご存知ですか？ 市の福祉手当

寝たきり高齢者等福祉手当

在宅で次のいずれかの状態が6カ月以上継続している65歳以上の方を対象に、福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給する制度です。

◆対象者
○介護保険で要介護4または要介護5と認定された方
○自立した生活が困難な重度の認知症の方

◆支給額 月額3，000円
※ただし、次に該当するときは支給されません
①特別障害者手当、経過的福祉手当（いずれも国手当）または重度障害者福祉手当の受給資格があるとき
②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

◆支給月 年2回（4月、10月）

◆受給の請求
本人または扶養義務者からの請求により支給されます。

◆申請先・問い合わせ
本庁介護高齢福祉課
☎22・9634 FAX26・3950
または各支所住民課

重度障害児福祉手当

3歳以上20歳未満で、次のいずれかの手帳を所持している児童に対し、福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給する制度です。

◆対象者
○身体障害者手帳1～3級
○療育手帳A1（最重度）、A2（重度）またはB1（中度）
○精神障害者保健福祉手帳1級

◆支給額 月額5，000円
※ただし、障害児福祉手当（国手当）の受給資格があるときは支給されません

◆支給月 年2回（4月、10月）

◆受給の請求
本人または扶養義務者からの請求により支給されますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

◆申請先・問い合わせ
本庁障がい福祉課
☎22・9656 FAX22・9662
または各支所住民課

重度障害者福祉手当

在宅で次のいずれかの手帳を所持し、常時床についている状態または外出困難な状態で、家族など、ほかの者の介護を必要とする程度の障がいのある20歳以上の方に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給する制度です。

◆対象者
○身体障害者手帳1～3級
○療育手帳A1（最重度）、A2（重度）またはB1（中度）
○精神障害者保健福祉手帳1級

◆支給額 月額3，000円
※ただし、次に該当するときは支給されません
①特別障害者手当、経過的福祉手当（いずれも国手当）または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格があるとき
②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

◆支給月 年2回（4月、10月）

◆受給の請求
本人または扶養義務者からの請求により支給されますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

◆申請先・問い合わせ
本庁障がい福祉課
☎22・9656 FAX22・9662
または各支所住民課

現況届の提出をお忘れなく！

現在、これらの手当を受給されている方は、受給資格確認のために現況届を必ず提出してください。

【提出期限】
9月30日（水）※期限厳守

【提出先・問い合わせ】
◆寝たきり高齢者等福祉手当については
本庁介護高齢福祉課
☎22・9634 FAX26・3950
または各支所住民課
◆重度障害者・障害児福祉手当については
本庁障がい福祉課
☎22・9656 FAX22・9662
または各支所住民課

環境のひろば

市民夏のにぎわいフェスタでクリーンエネルギー展示をしました

8月23日に夏の恒例イベントである、市民夏のにぎわいフェスタが開催されました。このイベントに環境政策課も初めて参加しました。当日は、電気自動車などのクリーンエネルギー車の展示や風力発電機の模型の展示、エコ家電とエコポイントについての説明を行いました。来場者は、それぞれ興味のある展示物を熱心に見たり担当者と話をしたりと、好評を得ました。

地球温暖化防止の取り組みとして、身近なところから皆さん一人ひとり地球温暖化防止を意識し、日ごろの生活を少し見直してみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】
本庁環境政策課
☎22－9637
FAX22－9641

伊賀市環境保全市民会議からのお知らせ

10月4日（日）開催予定の環境ウォッチングの参加を9月30日（水）まで受け付けています。行き先などは広報いが市8月15日号「環境のひろば」をご覧ください。

伊賀市ペット霊園の設置等に関する条例（案）の策定に関するパブリックコメント募集

近年のペットブームを背景に、家族同様に愛情を注いだペットの供養を求める声が高まり、全国にペット霊園などが増加する中で、ペット霊園などの設置をめぐり各地でトラブルが発生しています。市では、設置者に地域住民との調和と合意を形成した上での適正なペット霊園の設置と、適切な維持管理・運営を求め、もって市民の健康で文化的な生活環境の確保を図るため条例を策定しようとするものです。

【募集内容】
伊賀市ペット霊園の設置等に関する条例（案）に対する意見

【条例案の閲覧方法】
①市ホームページ（http://www.city.iga.lg.jp/）
②本庁環境政策課および各支所住民課に資料を用意します。

【募集期間】
9月17日（木）～10月5日（月）※必着

【提出方法】
住所、氏名、電話番号、ご意見、ご提案（「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」）を明記の上、郵便、FAX、Eメール、持参のいずれかで提出してください。

【提出先・問い合わせ】
〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市生活環境部環境政策課
☎22-9637 FAX22-9641
✉kankyou@city.iga.lg.jp
※持参の場合は各支所住民課でも受け付けます

【その他】
○ご提出いただいたご意見・ご提案は、「条例策定」の検討資料とし、後日とりまとめの上、市ホームページで公表します
○個別の回答は行いません
○ご意見・ご提案は返却しません

上野城薪能

○喜多流 能 半蔀 長田 驍
○和泉流 狂言 酢薑 佐藤 友彦
○喜多流 能 鞍馬天狗 長田 郷

【とき】 10月3日（土）
午後5時 開場 午後6時 開演

【ところ】 上野城本丸広場 特設舞台
※雨天の場合 伊賀市立上野西小学校体育館

【鑑賞料】 無料

【その他】
演目の解説チラシは、本庁商工観光課、各支所産業建設課および上野城でご希望の方にお渡しします。

【主 催】 上野城薪能実施委員会

【問い合わせ】
本庁商工観光課
☎22・9670
FAX22・9695
※当日 上野城
☎21・3148